


所管部課	子ども生活部 子育て支援課	部長	榎本 豊	
件名	平成27年度東大和市子育て世帯臨時特例給付金支給事業 実施要綱について	区分	1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則			
	部課機関	福祉推進課、情報管理課、市民課、会計課、職員課		
1. 要旨				
<p>消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対する臨時特例的な給付措置として平成27年度に実施する子育て世帯臨時特例給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるため、市の実施要綱を制定したい。</p> <p>(1) 支給対象者 平成27年6月分の児童手当法による児童手当の支給を受ける者及び基準日（平成27年5月31日）において児童手当の支給要件に該当するものとして市が認める者</p> <p>(2) 支給対象児童 支給対象者に支給される平成27年6月分の児童手当に係る児童及び児童手当の支給要件に該当するものと市が認めたものに係る児童</p> <p>(3) 支給額 支給対象児童1人につき 3,000円</p> <p>(4) 施行日 平成27年4月1日 ※申請の受付等は平成27年6月以降開始の予定。（所属庁から児童手当が支給されている公務員も、H27.5/31に居住している区市町村に申請する。） ※実施に係る給付費及び事務費は全額国庫負担。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
<p>平成27年1月14日 「平成27年度一般会計予算(案)について」が閣議決定</p> <p>平成27年2月13日 厚生労働省子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室通知「平成27年度における子育て世帯臨時特例給付金の支給事務のスケジュール等について」の発布</p> <p>平成27年3月3日 厚生労働省子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室から支給要領(案)等の送付</p> <p>平成27年4月9日 子育て世帯臨時特例給付金支給に関する内容を盛り込んだ国の平成27年度予算が成立</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。